

**東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について（平成25年3月29日付け24林整計第316号計画課長通知）
一部改正新旧対照表**

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
東日本大震災の復旧・復興事業で使用する建設機械の機械損料の補正について	東日本大震災の復旧・復興事業で使用する建設機械の機械損料の補正について
<p>東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、当分の間、次の事項に留意のうえ、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く）に限り森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け林整計第134号）第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の102を乗じて得た額を超えない範囲内で補正することができることとする。</p>	<p>東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、当分の間、次の事項に留意のうえ、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く）に限り森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け林整計第134号）第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の105を乗じて得た額を超えない範囲内で補正することができることとする。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 岩手県、宮城県、福島県で使用する建設機械であること。 2. 本通知は、<u>令和5年5月1日</u>以降に契約する工事に適用すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 岩手県、宮城県、福島県で使用する建設機械であること。 2. 本通知は、<u>平成26年4月1日</u>以降に契約する工事に適用すること。